

第 5 期春日部市障害者計画及び第 8 期春日部市障害福祉計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、「障がいのある人もない人も、地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして」という地域社会における共生の推進を基本理念として、令和 3 年度から 6 年間で計画期間とする「第 4 期春日部市障害者計画」を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、令和 6 年度からの 3 年間で計画期間とする「第 7 期春日部市障害福祉計画」では、障がい児のサービス見込量を定める「障害児福祉計画」を含む計画として、障害福祉サービス等の具体的な数値目標と確保方策を定め、障がい者及び障がい児の福祉施策の充実にに向けた取組みを行い、両計画を一体的に推進してまいりました。

この両計画は、令和 9 年 3 月をもって終了することから、令和 9 年度を初年度とする第 5 期春日部市障害者計画（令和 9～14 年度）と第 8 期春日部市障害福祉計画（令和 9～11 年度）を一体的に策定するものです。

2 「障害者計画」及び「障害福祉計画」

	障害者計画	障害福祉計画
概 要	障害者施策の基本的な事項や理念を定めるもの。	障害者計画の実施計画的な位置付け。 障害福祉サービスの具体的な数値目標と確保方策を定めるもの。
根拠法	障害者基本法第 11 条	障害者総合支援法第 88 条、 児童福祉法第 33 条の 20
計 画 期 間	自治体裁量（国：5 年間、 県：3 年間、市： 6 年間 ）	国指針において規定： 3 年間
上 位 計 画 等	〔国〕障害者基本計画（第 5 次）、 市町村障害者計画策定指針 〔県〕第 7 期埼玉県障害者支援計画	〔国〕障害福祉サービス等及び障 害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和 9～11 年度）

【参考：春日部市障害者計画】

第1期計画：平成14年度から平成19年度まで（6年間）

第2期計画：平成20年度から平成25年度まで（6年間）

第3期計画：平成26年度から令和2年度まで（7年間）

第4期計画：令和3年度から令和8年度まで（6年間）

【参考：春日部市障害福祉計画】

第1期計画：平成18年度から平成20年度まで（3年間）

第2期計画：平成21年度から平成23年度まで（3年間）

第3期計画：平成24年度から令和26年度まで（3年間）

第4期計画：平成27年度から平成29年度まで（3年間）

第5期計画：平成30年度から令和2年度まで（3年間）

第6期計画：令和3年度から令和5年度まで（3年間）

第7期計画：令和6年度から令和8年度まで（3年間）

3 策定体制について

（1）春日部市障害者計画等審議会

学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体を代表する方、障がい者の福祉に関する事業に従事する方、公募に応じた市民により組織する審議会において、障害者計画等の策定及び変更等に関し、調査審議いただくもの。

（2）春日部市自立支援協議会

障害者相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置している協議会において、障がい者等の状況や要望、計画の在り方、方針等について意見交換を行うもの。

（3）春日部市障害者計画等策定庁内検討委員会

障がい者施策の推進にあたっては、様々な角度からの検討が必要であることから、関係部の次長等で組織する庁内検討委員会において、各方面からの検討を行うもの。

5 アンケート及び団体ヒアリングの実施

障害者計画等の策定にあたり、国が進める策定指針に基づき、アンケート調査をはじめ、今後予定している関係団体、事業者へのヒアリングにより、広く市民の意見を聞いたうえで策定してまいります。

令和8年1月から2月までを調査期間として実施した、アンケート調査の調査目的としましては、施策の改善や充実を図るため、障がいのある方などの現状や将来の希望、考え方などについて、意見や要望を伺ったものです。

調査内容としましては、生活状況や災害対策、就学・仕事、社会参加、現在の施策に関することなどについて質問を設定しました。

調査の対象は、市内在住の障がいのある方や難病患者のほか、一般の市民も含めた広い範囲のものとし、無作為抽出した3,900人に郵送で調査を行い、1,700人の方から回答をいただきました。(回答率43.6%)

また、本年の6月から7月にかけて、市内の障害者団体等に対しヒアリングを実施し、意見や要望などを伺い、アンケート調査の結果と合わせて、計画に反映してまいります。

6 計画期間について

次期障害者計画の計画期間は6年間とします。